

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義</p> <p>(焼酎の定義)</p> <p>3 砂糖等を加えた焼酎の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号へ《その他の用語の定義》に規定する砂糖等を加えた焼酎の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第3条第9号に規定する連続式蒸留焼酎又は同条第10号へに規定する単式蒸留焼酎に混和することができる物品は、令第3条の2第1項《連続式蒸留焼酎の原料等》に規定する分蜜をした砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《連続式蒸留焼酎の着色料》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p>3 麦芽の重量計算</p> <p>発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当たっては、ビールの定義の3〈麦芽の重量計算〉の定めを準用する。</p> <p>(注) 麦芽を原料の全部又は一部としたアルコール含有物は、<u>平成29年改正令(酒税法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第110号))</u>をいう。以下同じ。) <u>附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》</u>によることに留意する。</p> <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>3 残しビール等の取扱い</p> <p>残しビール等(残しビール及び残し発泡酒をいう。以下同じ。)のうち、次の用途に使用するものは、発酵容器から取り出した時点をもって、その残しビール等全体を酒母として取り扱う。</p>	<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政法令解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第3条 その他の用語の定義</p> <p>(焼酎の定義)</p> <p>3 砂糖等を加えた焼酎の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号へ《その他の用語の定義》に規定する砂糖等を加えた焼酎の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第3条第9号に規定する連続式蒸留焼酎又は同条第10号へに規定する単式蒸留焼酎に混和することができる物品は、令第3条の2第1項《連続式蒸留焼酎の原料等》に規定する分蜜をした砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《連続式蒸留焼酎の合成着色料》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p>3 麦芽の重量計算</p> <p>発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当たっては、ビールの定義の3〈麦芽の重量計算〉の定めを準用する。</p> <p>(注) 麦芽を原料の全部又は一部としたアルコール含有物は、<u>令第19条《発泡酒の原料の重量の計算》</u>によることに留意する。</p> <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>3 残しビール等の取扱い</p> <p>残しビール等(残しビール及び残し発泡酒をいう。以下同じ。)のうち、次の用途に使用するものは、発酵容器から取り出した時点をもって、その残しビール等全体を酒母として取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 アルコール分を有する残しビール等（麦芽を原料の全部又は一部としたものに限る。）を発泡酒の製造に使用する場合の当該残しビール等は、<u>平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》</u>のアルコール含有物に該当することに留意する。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 アルコール分を有する残しビール等（麦芽を原料の全部又は一部としたものに限る。）を発泡酒の製造に使用する場合の当該残しビール等は、<u>令第19条《発泡酒の原料の重量の計算》</u>のアルコール含有物に該当することに留意する。</p> <p>3 (同左)</p>
<p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第2号関係</p> <p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条第2号《製造免許等の要件》に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 法第10条第7号の2に規定する<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）</u>、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（<u>昭和23年法律第122号</u>）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（<u>平成3年法律第77号</u>）又は刑法（<u>明治40年法律第45号</u>）の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、その各法令に違反した事実があった日</p> <p>(4)～(9) (省略)</p>	<p>第10条 製造免許等の要件</p> <p>第2号関係</p> <p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条第2号《製造免許等の要件》に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 法第10条第7号の2に規定する<u>未成年者飲酒禁止法</u>、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は刑法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた場合には、その各法令に違反した事実があった日</p> <p>(4)～(9) (同左)</p>
<p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p> <p>1 酒類販売業者が<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律等</u>の規定により罰金刑に処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者が<u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u>又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に違反し20歳未満の者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による酒類の販売業免許の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度（酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。）、及び当該販売業免許を取り消した場合における当該地域の消費者への影響</p>	<p>第14条 酒類の販売業免許の取消し</p> <p>1 酒類販売業者が<u>未成年者飲酒禁止法等</u>の規定により罰金刑に処せられた場合の酒類の販売業免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者が<u>未成年者飲酒禁止法</u>（大正11年法律第20号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（<u>昭和23年法律第122号</u>）の規定に違反し20歳未満の者に酒類を販売又は提供したことにより罰金の刑に処せられた場合における法第14条第2号による酒類の販売業免許の取消しについては、当該販売又は提供行為に係る酒類販売業者の故意や過失の程度（酒類販売管理者の選任や研修受講の状況、他の従業員への指導の状況等を含む。）、及び当該販売業免許を取り消した場合における</p>

改正後	改正前
<p>等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。</p> <p>なお、法第12条第2号《酒類の製造免許の取消し》（法第13条において準用する場合を含む。）による製造免許の取消しについても同様とする。</p> <p>第22条 課税標準</p> <p>第2項関係</p> <p>1 粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</p> <p>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算は、次による。</p> <p>(1) 粉末酒の重量から粉末酒の数量を計算する場合の取扱い</p> <p>イ <u>令第19条第1項第1号《粉末酒の数量の計算》</u>に規定する「当該粉末酒を蒸留水に溶解した場合における当該粉末酒及び蒸留水の重量並びに当該溶解したものの温度15度における比重を明らかにすることができる場合」とは、少なくとも、粉末酒の製造者が、その製造場において粉末酒を製成した都度又は移出する都度（移出する都度が困難なときは移出するための容器等に充填する都度）、その粉末酒の一部を採取し、当該粉末酒の重量及び当該粉末酒を溶解するために必要な蒸留水の重量並びに当該粉末酒を蒸留水に溶解したものの温度15度における比重（以下「比重」という。）を測定してこれらを明確に記帳している場合をいう。</p> <p>ロ <u>令第19条第1項第1号《粉末酒の数量の計算》</u>に規定する換算係数は、次により算出する。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 換算係数の算出</p> <p>当該粉末酒の重量、蒸留水の重量及び比重を令第19条第1項第1号に規定する算式に代入して規則第7条の8《粉末酒の換算係数の端数計算》に規定する端数計算に基づき当該粉末酒の換算係数（小数点以下第2位未満の端数切捨て）を算出する。</p> <p>[計算例]</p> <p>粉末酒の重量が30.21グラム、蒸留水の重量が70.48グラム、比重が1.076の場合の換算係数は、次</p>	<p>当該地域の消費者への影響等を総合的に勘案し、厳正かつ的確な処理を行う。</p> <p>なお、法第12条第2号《酒類の製造免許の取消し》（法第13条において準用する場合を含む。）による製造免許の取消しについても同様とする。</p> <p>第22条 課税標準</p> <p>第2項関係</p> <p>1 粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</p> <p>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算は、次による。</p> <p>(1) 粉末酒の重量から粉末酒の数量を計算する場合の取扱い</p> <p>イ <u>令第18条の2第1項第1号《粉末酒の数量の計算》</u>に規定する「当該粉末酒を蒸留水に溶解した場合における当該粉末酒及び蒸留水の重量並びに当該溶解したものの温度15度における比重を明らかにすることができる場合」とは、少なくとも、粉末酒の製造者が、その製造場において粉末酒を製成した都度又は移出する都度（移出する都度が困難なときは移出するための容器等に充填する都度）、その粉末酒の一部を採取し、当該粉末酒の重量及び当該粉末酒を溶解するために必要な蒸留水の重量並びに当該粉末酒を蒸留水に溶解したものの温度15度における比重（以下「比重」という。）を測定してこれらを明確に記帳している場合をいう。</p> <p>ロ <u>令第18条の2《粉末酒の数量の計算》第1項第1号</u>に規定する換算係数は、次により算出する。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 換算係数の算出</p> <p>当該粉末酒の重量、蒸留水の重量及び比重を令第18条の2第1項第1号に規定する算式に代入して規則第7条の7《粉末酒の換算係数の端数計算》に規定する端数計算に基づき当該粉末酒の換算係数（小数点以下第2位未満の端数切捨て）を算出する。</p> <p>[計算例]</p> <p>粉末酒の重量が30.21グラム、蒸留水の重量が70.48グラム、比重が1.076の場合の換算係数は、次</p>

改正後	改正前
<p>のとおりである。</p> $\text{換算係数} = \frac{\{ 30.21 + 70.48 \times (1 - 1.076) \}}{(30.21 \times 1.076)} = 24.854 / 32.505 = 0.764 \approx 0.76$ <p>(注) 令第19条第1項第1号又は第2号に規定する「(1キログラム当たりのリットル数)」とは、当該粉末酒の重量1キログラムにつき、第1号にあっては算出された換算係数の数値をリットル数とし、第2号にあっては0.73リットルとすることをいうのであるから留意する。</p> <p>(2) 数量計算方法の承認等の取扱い</p> <p>イ 酒類製造場の所轄税務署長は、酒類製造者から令第19条第2項に規定する申請書の提出があった場合において、その製造場が同条第3項各号の一に該当するものであるときは、その承認をしないこととする。</p> <p>なお、税務署長は、令第19条第3項第1号の規定に該当するか否かの検討を行うに当たって必要があると認める場合には、国税局長に上申することとし、国税局長は鑑定官室長（沖縄国税事務所にあつては主任鑑定官。以下同じ。）の調査結果に基づいて必要な指示を与える。</p> <p>ロ 酒類製造場の所轄税務署長は、令第19条第5項の規定に該当する製造場については、特別な理由がない限り、原則として、その承認を取り消す。</p> <p>なお、その承認の取消し前に当該製造場から移出された粉末酒で、同条第1項第1号の方法により計算することができないものの数量については、同項第2号の計算方法による。</p> <p>(3) 数量計算方法の変更届等</p> <p>イ 令第19条第8項の規定に基づく承認書又は承認取消通知書の送達は、通則法第12条《書類の送達》の規定によることとなるが、令第19条第4項又は同条第7項の規定の適用があることから円滑に行うよう配慮する。</p> <p>ロ 令第19条第6項の規定に基づく届出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信</p>	<p>のとおりである。</p> $\text{換算係数} = \frac{\{ 30.21 + 70.48 \times (1 - 1.076) \}}{(30.21 \times 1.076)} = 24.854 / 32.505 = 0.764 \approx 0.76$ <p>(注) 令第18条の2第1項第1号又は第2号に規定する「(1キログラム当たりのリットル数)」とは、当該粉末酒の重量1キログラムにつき、第1号にあっては算出された換算係数の数値をリットル数とし、第2号にあっては0.73リットルとすることをいうのであるから留意する。</p> <p>(2) 数量計算方法の承認等の取扱い</p> <p>イ 酒類製造場の所轄税務署長は、酒類製造者から令第18条の2第2項に規定する申請書の提出があった場合において、その製造場が同条第3項各号の一に該当するものであるときは、その承認をしないこととする。</p> <p>なお、税務署長は、令第18条の2第3項第1号の規定に該当するか否かの検討を行うに当たって必要があると認める場合には、国税局長に上申することとし、国税局長は鑑定官室長（沖縄国税事務所にあつては主任鑑定官。以下同じ。）の調査結果に基づいて必要な指示を与える。</p> <p>ロ 酒類製造場の所轄税務署長は、令第18条の2第5項の規定に該当する製造場については、特別な理由がない限り、原則として、その承認を取り消す。</p> <p>なお、その承認の取消し前に当該製造場から移出された粉末酒で、同条第1項第1号の方法により計算することができないものの数量については、同項第2号の計算方法による。</p> <p>(3) 数量計算方法の変更届等</p> <p>イ 令第18条の2第8項の規定に基づく承認書又は承認取消通知書の送達は、通則法第12条《書類の送達》の規定によることとなるが、令第18条の2第4項又は同条第7項の規定の適用があることから円滑に行うよう配慮する。</p> <p>ロ 令第18条の2第6項の規定に基づく届出書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特</p>

改 正 後	改 正 前																								
<p>書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合の<u>令第19条第7項</u>に規定する「当該届出をした日」の判定に当たっては、通則法第22条《<u>郵送等に係る納税申告書等の提出時期</u>》の規定に準ずる。</p> <p>なお、この届出書については、<u>令第19条第7項</u>の規定の適用があることから、なるべく届出書を所轄税務署に直接持参するようにさせる。</p> <p>(4) 引取りの場合の数量計算方法</p> <p>保稅地域から引き取られる粉末酒については、<u>令第19条第1項第1号</u>の計算方法によることができないのであるから留意する。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第23条 税率</p> <p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>平成29年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）をいう。以下この条において同じ。）附則第36条第2項第1号及び第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》</u>に規定する発泡酒の税率は、<u>平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》</u>及び<u>平成29年改正規則（酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第22号）をいう。以下この条において同じ）附則第4条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》</u>の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</p> <p>(注) <u>平成29年改正規則附則第4条</u>の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</p> <p>[計算例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発泡酒の原料の重量等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">麦芽</td> <td style="width: 15%;">43.5kg</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70 kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルコール含有物</td> <td>10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦芽の重量の計算 	麦芽	43.5kg		麦	70 kg		糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)		アルコール含有物	10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)		<p>定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合の<u>同条第7項</u>に規定する「当該届出をした日」の判定に当たっては、通則法第22条《<u>郵送等に係る納税申告書の提出時期</u>》の規定に準ずる。</p> <p>なお、この届出書については、<u>令第18条の2第7項</u>の規定の適用があることから、なるべく届出書を所轄税務署に直接持参するようにさせる。</p> <p>(4) 引取りの場合の数量計算方法</p> <p>保稅地域から引き取られる粉末酒については、<u>令第18条の2第1項第1号</u>の計算方法によることができないのであるから留意する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>第23条 税率</p> <p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>法第23条《税率》第2項第1号又は第2号</u>に規定する発泡酒の税率は、<u>令第19条《発泡酒の原料の重量の計算》</u>及び<u>規則第8条《発泡酒の原料の重量の計算》</u>の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</p> <p>(注) <u>規則第8条</u>の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</p> <p>[計算例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発泡酒の原料の重量等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">麦芽</td> <td style="width: 15%;">43.5kg</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70 kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルコール含有物</td> <td>10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦芽の重量の計算 	麦芽	43.5kg		麦	70 kg		糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)		アルコール含有物	10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)	
麦芽	43.5kg																								
麦	70 kg																								
糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)																								
アルコール含有物	10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)																								
麦芽	43.5kg																								
麦	70 kg																								
糖類	65 kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)																								
アルコール含有物	10 ℓ (アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)																								

改正後	改正前
<p> $43.5 \text{ kg} + \frac{150 \text{ kg}}{1,000} \times 100 = 45 \text{ kg} \dots\dots A$ (麦芽) (アルコール含有物の麦芽：平成29年改正令附則3①) </p> <p> ・ 原料の重量の計算 </p> <p> $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25 - 20}{100} + \frac{100}{1,000} \times 20 \text{ kg} \times 5 \text{ (度)}$ (麦芽) (麦) (糖類) [規8] (平成29年改正令附則3②) = 176.2 kg …… B ※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て </p> <p> ・ 麦芽比率 (税率適用区分) (A/B) = 25.5% (平成29年改正法附則36②一適用) </p>	<p> $43.5 \text{ kg} + \frac{150 \text{ kg}}{1,000} \times 100 = 45 \text{ kg} \dots\dots A$ (麦芽) (アルコール含有物の麦芽：令19②) </p> <p> ・ 原料の重量の計算 </p> <p> $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25 - 20}{100} + \frac{100}{1,000} \times 20 \text{ kg} \times 5 \text{ (度)}$ (麦芽) (麦) (糖類) [規8] (令19②) = 176.2 kg …… B ※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て </p> <p> ・ 麦芽比率 (税率適用区分) (A/B) = 25.5% (法23②一適用) </p>
<p> 2 その他の発泡性酒類の税率適用の取扱い <u>平成29年改正法附則第36条第2項第3号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》</u>に規定するその他の発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、<u>108,000円</u>）が適用される酒類は、<u>平成29年改正法附則第34条の規定により読み替えて適用される平成29年改正法による改正後の法第3条第三号ハ《その他の用語の定義》</u>に規定するその他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類でアルコール分が10度未満の発泡性を有するもの）が該当するものであるが、当該その他の発泡性酒類のうち、ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類については、次のものに限り、当該税率が適用される。 </p> <p> (1) <u>糖類、ホップ、水及び平成29年改正令による改正前の令第20条第1項各号《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》</u>のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。） </p> <p> (2) <u>平成29年改正令による改正前の令第20条第2項《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》</u>に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。） </p> <p> (注) ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類のうち、上記(1)又は(2)に定めるもの以外の酒類については、<u>平成29年改正法附則第36条第1項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》</u>に規定する発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、<u>200,000円</u>）が適用されることに留意する。 </p> <p> 第29条 輸出免税 </p>	<p> 2 その他の発泡性酒類の税率適用の取扱い <u>法第23条《税率》第2項第3号</u>に規定するその他の発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、<u>80,000円</u>）が適用される酒類は、<u>法第3条《その他の用語の定義》第三号ハ</u>に規定するその他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類でアルコール分が10度未満の発泡性を有するもの）が該当するものであるが、当該その他の発泡性酒類のうち、ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類については、次のものに限り、当該税率が適用される。 </p> <p> (1) <u>糖類、ホップ、水及び令第20条《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》第1項各号のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u> </p> <p> (2) <u>令第20条《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》第2項に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u> </p> <p> (注) ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類のうち、上記(1)又は(2)に定めるもの以外の酒類については、<u>法第23条《税率》第1項第1号</u>に規定する発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、<u>220,000円</u>）が適用されることに留意する。 </p> <p> 第29条 輸出免税 </p>

改正後	改正前
<p>第2項関係</p> <p>2 令第36条第1項第1号に定める方法の取扱い</p> <p>令第36条第1項第1号《輸出免税》に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、次の方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>3 令第36条第1項第2号に定める方法の取扱い</p> <p>令第36条第1項第2号《輸出免税》に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、同号に規定する亡失証明書を保管する方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p> <p>4 「輸出する前」及び「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義</p> <p>令第36条第1項第2号《輸出免税》に規定する「輸出する前」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出した時から、保税地域に移入され船舶若しくは航空機に積込まれる直前まで又は郵送する場合には税関の検査を受ける直前までいう。</p> <p>また、「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義は、第28条第4項関係の1〈「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義〉の取扱いに準ずる。</p>	<p>第2項関係</p> <p>2 令第36条第1号に定める方法の取扱い</p> <p>令第36条第1号に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、次の方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>3 令第36条第2号に定める方法の取扱い</p> <p>令第36条第2号に定める方法には、同号に定める帳簿に記載する方法のほか、同号に規定する亡失証明書を保管する方法によってもその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</p> <p>4 「輸出する前」及び「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義</p> <p>令第36条《輸出免税》第2号に規定する「輸出する前」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出した時から、保税地域に移入され船舶若しくは航空機に積込まれる直前まで又は郵送する場合には税関の検査を受ける直前までいう。</p> <p>また、「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義は、第28条第4項関係の1〈「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」の意義〉の取扱いに準ずる。</p>
<p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>4 「他の法律」の範囲</p> <p>法第30条の2第1項第2号に規定する「他の法律」は、措置法をいい、また、同項第5号に規定する「他の法律」は、災免法をいう。</p>	<p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>4 「他の法律」の範囲</p> <p>法第30条の2第1項第2号に規定する「他の法律」は、<u>現在のところ該当がなく</u>、また、同項第5号に規定する「他の法律」は、災免法をいう。</p>
<p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次</p>	<p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次</p>

改正後		改正前	
<p>表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) 清酒又は単式蒸留焼酎 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p>		<p>表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) 清酒又は単式蒸留焼酎 毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p>	
表		表	
法条項	承認事項	法条項	承認事項
法50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認	法50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認
法50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認	法50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認
法50-1-6	酒類に不可飲処置を施す場合の承認	法50-1-6	酒類に不可飲処置を施す場合の承認
令56-2-1	砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合の承認	令56-2-1	砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合の承認
規則16-0-1	連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認(砂糖等を加えた焼酎と砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。)	規則16-0-1	連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認(砂糖等を加えた焼酎と砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。)
令56-3-1	砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認	令56-3	砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認
令56-3-2	木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認	令56-3	木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認
規則17-0-1	ウイスキー又はブランデー類似スピリッツを移出する場合の承認	規則17-0-1	ウイスキー又はブランデー類似スピリッツを製造する場合の承認
規則17-0-2	砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認	規則17-0-2	砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認

改正後	改正前
<p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第 50 条第 1 項第 4 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒（以下「ウイスキー原酒等」という。）をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を 95 度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目（「スピリッツ」）の表示は、第 8 編第 1 章第 86 条の 5 の 2 <u>(2) 及び(3)</u> 〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉の定め（以下この 7 において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100mℓ以下の容器を除く。）。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 酒類の品目の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ（1 文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の 1,000 分の 30 の大きさ（品目名を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、明瞭に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に「<u>スピリッツ</u>」に代えて「ウオッカ」、「ラム」又は「ジン」と表示しても差し支えない（<u>用いる文字は日本語に限定する。</u>）。</p> <p>なお、この場合には「酒類の品目の表示の取扱規定」による「<u>スピリッツ</u>」の表示が必要であるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第 50 条第 1 項第 4 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒（以下「ウイスキー原酒等」という。）をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を 95 度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目（「スピリッツ」）の表示は、第 8 編第 1 章第 86 条の 5 の 2 〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉 <u>(2) 及び(3)</u> の定め（以下この 7 において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。）にかかわらず次によるもの（100mℓ以下の容器を除く。）。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 酒類の品目の表示に使用する活字の大きさは、次表に定める大きさ（1 文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の 1,000 分の 30 の大きさ（品目名を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、明瞭に表示する。</p> <p>ただし、主たる商標を表示したラベル内に「ウオッカ」、「ラム」又は「ジン」と <u>明瞭に表示された場合に限り、これを適用しないこととしても差し支えない。</u></p> <p>なお、この場合でも「酒類の品目の表示の取扱規定」による表示が必要であるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>12 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第 56 条第 3 項 <u>第 1 号</u> 《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認は、木製の</p>	<p>12 砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第 56 条第 3 項 <u>前段</u> 《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認は、木製の容</p>

改正後	改正前
<p>容器に貯蔵した焼酎等又は着色料を原料とする場合、製造後の着色度が 13（木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い）に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>（注）1・2 （省略）</p>	<p>器に貯蔵した焼酎等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が 13（木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い）に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>（注）1・2 （同左）</p>
<p>13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第 56 条第 3 項第 2 号《承認を受ける義務》に規定する木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>（注）同号に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>13 木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第 56 条第 3 項後段《承認を受ける義務》に規定する木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>（注）同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>14 ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出する場合の承認の取扱い</p> <p><u>(1) 専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示等をしている場合</u></p> <p>令第 56 条第 3 項第 3 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出する場合の承認は、<u>与えないこととする。</u></p> <p><u>(2) 専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示等をしていない場合</u></p> <p>規則第 17 条第 1 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを移出する場合の承認は、<u>アルコールに該当するもの又は法第 3 条第 15 号ハの規定に該当するウイスキー若しくは同条第 16 号ロに規定するブランデーを原料の一部としたスピリッツを移出する場合には、与えないこととし、その他の場合には、当該酒類を未納税移出する場合</u></p>	<p>14 ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第 17 条第 1 号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを製造する場合の承認は、<u>発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を 95 度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類を製造する場合には、与えないこととし、その他の場合には、7（ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い）の(2)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</u></p> <p><u>なお、「ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツ」とは、発芽させた穀類、果実又は果実酒（果実酒かすを含む。）を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したものと及びこれらの酒類を原料の一</u></p>

改正後	改正前
<p>で酒税の取締り上支障のないとき又は7(3)〈ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い〉の要件を満たしており、かつ、当該スピリッツについて専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為をしていない場合に限り与える。</p> <p>なお、申請の日前2年以内に、偽りその他不正の行為によって当該承認を受け、又は受けようとした者に対しては、承認を与えないこととする。</p> <p>(注)1 当該承認は、法第29条第1項《輸出免税》の規定等の適用を受けて酒類の製造場から移出する全てのウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツについて受ける必要があることに留意する。</p> <p>2 法第3条第9号ロ、ハ又はニ《その他の用語の定義》に該当するもの(7(3)の定めに準じて「ウオッカ」、「ラム」又は「ジン」と表示するものに限る。)を除き、次に掲げる期間に移出するウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツについては、それぞれ次に定めるアルコール分のものに限り承認を与える。</p> <p>(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間 アルコール分30度未満</p> <p>(2) 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間 アルコール分36度未満</p>	<p>部としたもの(ウイスキー又はブランデーに該当する酒類を除く。)その他香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するものをいう。</p>
<p>15 「ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツ」の意義</p> <p>令第56条第3項第3号及び規則第17条第1号《承認を受ける義務》に規定する「ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツ」とは、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの及びこれらの酒類を原料の一部としたもの(ウイスキー又はブランデーに該当する酒類を除く。)並びに木製の容器に貯蔵し、又は色素を加える等の方法により着香又は着色させたスピリッツをいう。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>16 <u>「専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為」の意義</u></p> <p><u>令第56条第3項第3号《承認を受ける義務》に規定する「専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為」とは、ウイスキー若しくはブランデーを連想させるような文字を用い、ウイスキー若しくはブランデーの特性を主張し、又はウイスキー若しくはブランデーのイメージを意識させるような表示、広告その他これらに類する行為をいう。</u></p> <p><u>(注)1 「ウイスキー若しくはブランデーを連想させるような文字」には、ウイスキー又はブランデーを翻訳(音訳を含む。)した上で表示する場合又は「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い表示する場合を含む。ただし、原材料名として表示する場合又は主たる商標を表示したラベル内(プリント瓶については、主たる商標を表示した面と同一面)にウイスキー又はブランデーではない旨(例えばウイスキーに類似するスピリッツに、ウイスキーに該当しない旨。)を明瞭に表示する場合は、この限りでない。なお、ウイスキー又はブランデーではない旨の表示は、第8編第1章第86条の5の2(3)〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉の定めに準じて行うものとする。</u></p> <p><u>2 「表示、広告その他これらに類する行為」には、他者を通じたものを含む。</u></p> <p><u>3 食品表示基準第9条第1項第13号《表示禁止事項》の規定では、食品関連事業者(食品表示法第2条第3項第1号《定義》に規定する食品関連事業者をいう。)は、一般用加工食品(同基準第3条第1項《横断的義務表示》に規定する一般用加工食品をいう。)の容器包装に、内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示をしてはならないこととされていることから、当該規定に基づき、酒類の容器包装に異なる品目と誤認させるような文字、絵、写真その他の表示をしてはならないことに留意する。</u></p> <p><u>なお、次のものは、ウイスキー若しくはブランデーの特性を主張し、又はウイスキー若しくはブランデーのイメージを意識させるような表示、広告その他これらに類す</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>る行為として取り扱う。</p> <p>(1) <u>ウイスキー又はブランデーの製造に通常使用される機械等の画像等（例えばウイスキーの製造に使用される、いわゆるポットスチルの写真又はイラスト）</u></p> <p>(注) <u>移出しようとする酒類の製造に実際に使用した機械等の画像等はこの限りでない。</u></p> <p>(2) (1)を用いた広告又はカタログ等</p> <p>(注) 「<u>広告又はカタログ等</u>」とは、その名称のいかんを問わず、酒類の販売に関し、顧客を誘引するための手段として、自己が販売する酒類の内容又は取引条件その他取引に関する事項を表示する<u>全てのものをいう。</u></p>	
<p>17 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>(省略)</p>	<p>15 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>(同左)</p>
<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の8 みなし製造の規定の適用除外の特例</p> <p>第4項関係</p> <p>1 「特例適用混和の開始の日」の意義</p> <p>措置令<u>第46条の8の8</u>第3項《みなし製造の規定の適用除外の特例》に規定する「特例適用混和の開始の日」とは、初めて特例適用混和を行う日又は同条第5項に規定する終了申告書を提出した者が再び特例適用混和を行う日をいう。</p> <p>2 「特例適用混和を終了した場合」の意義</p> <p>措置令<u>第46条の8の8</u>第5項《みなし製造の規定の適用除外の特例》に規定する「特例適用混和を終了した場合」とは、特例適用混和を行っていた営業場における営業を廃止した場合（営業場を他の場所に移転した場合を含む。）等当該営業場において特例適用混和を行わないこととした場合をいう。</p> <p>(注) 次の場合には、「特例適用混和を終了した場合」に該当するが措置令<u>第46条の8の8</u>第5項に規定する終了申告書の提出は要しないものであるから留意する。</p> <p>1・2 (省略)</p>	<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条の8 みなし製造の規定の適用除外の特例</p> <p>第4項関係</p> <p>1 「特例適用混和の開始の日」の意義</p> <p>措置令<u>第46条の8の6</u>第3項《みなし製造の規定の適用除外の特例》に規定する「特例適用混和の開始の日」とは、初めて特例適用混和を行う日又は同条第5項に規定する終了申告書を提出した者が再び特例適用混和を行う日をいう。</p> <p>2 「特例適用混和を終了した場合」の意義</p> <p>措置令<u>第46条の8の6</u>第5項《みなし製造の規定の適用除外の特例》に規定する「特例適用混和を終了した場合」とは、特例適用混和を行っていた営業場における営業を廃止した場合（営業場を他の場所に移転した場合を含む。）等当該営業場において特例適用混和を行わないこととした場合をいう。</p> <p>(注) 次の場合には、「特例適用混和を終了した場合」に該当するが措置令<u>第46条の8の6</u>第5項に規定する終了申告書の提出は要しないものであるから留意する。</p> <p>1・2 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 関係</p> <p>第7条 郵便物の内国消費税の納付等</p> <p>2 保全担保の取扱い</p> <p>輸徴法第7条第7項《郵便物の内国消費税の納付等》、 同法第11条第2項《保税運送等の場合の免税》又は同法第 13条第4項《免税等》の規定による保全担保は、関税法第 77条第7項《郵便物の関税の納付等》、同法第63条第2項 《保税運送》又は関税定率法第17条第2項《再輸出免税》 の規定により保全担保を提供させるときには、必ず提供 させる。</p> <p>(注) 輸徴法第9条第2項《輸入の許可前における引取 り》の規定による保全担保は、必ず提供させる。</p>	<p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 関係</p> <p>第7条 郵便物の内国消費税の納付等</p> <p>2 保全担保の取扱い</p> <p>輸徴法第7条《郵便物の内国消費税の納付等》第5項、 同法第11条《保税運送等の場合の免税》第2項又は同法第 13条《免税等》第4項の規定による保全担保は、関税法第 77条《郵便物の関税の納付等》第7項、同法第63条《保税 運送》第2項又は関税定率法第17条《再輸出免税》第2項 の規定により保全担保を提供させるときには、必ず提供 させる。</p> <p>(注) 輸徴法第9条《輸入の許可前における引取り》第2 項の規定による保全担保は、必ず提供させる。</p>